ASBJ
企業会計基準委員会
〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-2 富国生命ビル20階
TEL.03-5510-2711 URL https://www.asb-j.jp/jp/

（参　考　訳）

2025年11月18日

IFRS 解釈指針委員会　御中

「グループ内の貨幣性負債（又は資産）から生じる為替差額の分類（IFRS 第18号『財務諸表における表示及び開示』）」に関するアジェンダ決定案に対するコメント

1. 企業会計基準委員会（以下「ASBJ」又は「我々」という。）は、「グループ内の貨幣性負債（又は資産）から生じる為替差額の分類（IFRS 第 18 号『財務諸表における表示及び開示』。以下『IFRS 第 18 号』という。）」に関する IFRS 解釈指針委員会（以下「委員会」という。）の 2025 年 9 月の IFRIC アップデートにおけるアジェンダ決定案に対するコメントの機会を与えられたことを歓迎する。

2. 我々の法域の利害関係者は、IFRS 第 18 号の適用時期が差し迫っていることを考慮した実務的な観点から、アジェンダ決定案（以下「TAD」という。）における見解Ⅰと見解Ⅱのいずれについても否定されないことを望んでいる。

3. また、我々は、連結財務諸表の作成方法にさまざまな方法があることを承知しており、したがって TAD の見解Ⅰ及び見解Ⅱのいずれも認めることに同意するが、見解Ⅰのみを認めることについては次の懸念がある。

   (1) 貸手が個別純損益計算書において為替差額を投資区分に分類し、借手が個別純損益計算書において為替差額を財務区分に分類する取引について、見解Ⅰは、連結手続において消去しきれなかった為替差額を連結純損益計算書の営業区分（デフォルト区分）に分類することにつながる。我々は、そのような情報の有用性については、大いに疑問がある。

   (2) 我々の法域においては多くの場合、連結財務諸表は個別財務諸表を連結することにより作成されており、各個別純損益計算書において生じた為替差額を連結純損益計算書において異なる区分（デフォルト区分である営業区分）に振り替

えることを要求することは、そのような情報の有用性が限られるのに対して、連結財務諸表の作成者に不要なコストを強いることになる可能性がある。

4. したがって、我々は、前 2 項の状況を勘案し、本論点を作業計画に追加しないとする TAD の結論については同意する。

5. 我々は、論点を作業計画に追加しない場合、デュー・プロセス・ハンドブック 5.19 項はその理由を説明することを要求していることに留意している。しかし、我々は、TAD において、基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないこととした根拠が十分に説明されていないと考えており、確定版のアジェンダ決定において、論点を作業計画に追加しない理由を明確にする必要があると考えている。

6. 我々のコメントが、委員会及び IASB の将来の議論に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

川西　安喜

企業会計基準委員会　委員長